

使用料・手数料の改定等

1 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2 改定等に当たっての考え方

- ・ 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ・ 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ・ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5 倍を限度として改定を行います。

3 対象条例等の数及び影響額（一般会計）

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	4	△ 0. 1	△ 0. 1
料 額 の 新 設	6	1. 9	1. 9
合 計	1 0	1. 8	1. 8

